

旭川工業高等専門学校ソフトウェア管理規則

制定	平成18. 4. 18達第 4 号	
改正	平成19. 3. 13達第42号	平成20. 2. 19達第19号
	平成20. 3. 11達第26号	平成21. 3. 10達第15号
	平成21. 11. 6 達第 9 号	平成23. 3. 8 達第14号
	平成31. 3. 14規則第 8 号	令和 2. 3. 17規則第45号
	令和 4. 12. 15規則第22号	

旭川工業高等専門学校ソフトウェア管理規則

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるソフトウェアの管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規則（機構規則第94号。以下「機構規則」という。）によるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、本校におけるソフトウェアの管理に関する基本的事項を定めることにより、ソフトウェアの違法な複製を防止し、著作権の保護を図ることを目的とする。

(ソフトウェア管理担当者)

第3条 機構規則第6条に基づき、ソフトウェア管理責任者が指名するソフトウェア管理担当者及びその管理する範囲は、別表のとおりとする。

2 前項に定める各ソフトウェア管理担当者を総括するソフトウェア総括管理担当者は、技術創造部副部長をもって充てる。

(オリジナルディスク等の保管)

第4条 ソフトウェア管理担当者は、納入されたソフトウェアのオリジナルディスク、使用許諾契約書及びライセンス証明書等を、施錠可能な保管庫等に一括して保管するものとする。

2 ソフトウェア管理担当者は、納入されたソフトウェアに紙媒体等のマニュアルが存在する場合は、適切な場所に保管するものとする。

(納入状況の確認及び報告)

第5条 ソフトウェア総括管理担当者は、機構規則第9条に定める様式により、ソフトウェア管理責任者が定める時期に、ソフトウェアの納入状況をソフトウェア管理担当者に報告させなければならない。

2 ソフトウェア総括管理担当者は、報告の結果、著作権を侵害する行為があると認めるときは、直ちにソフトウェア管理責任者に報告しなければならない。

(事務)

第6条 ソフトウェアの管理の事務に関することは、技術創造部が処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、ソフトウェアの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19. 3. 13 達第42号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 2. 19 達第19号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 11 達第26号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 3. 10 達第15号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 11. 6 達第9号）

この規程は、平成21年11月6日から施行する。

附 則（平成23. 3. 8 達第14号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 3. 14 規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 17 規則第45号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 12. 15 規則第22号）

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ソフトウェア管理担当者	管理範囲
学科長及び科長	当該学科又は人文理数総合科において管理するソフトウェア
専攻科長	専攻科において管理するソフトウェア
図書館長	図書館において管理するソフトウェア
情報処理センター長	情報処理センターにおいて管理するソフトウェア
テクノセンター長	テクノセンターにおいて管理するソフトウェア
※技術創造部副部長	技術創造部において管理するソフトウェア
事務部長	事務部において管理するソフトウェア
各教員	当該教員において管理するソフトウェア

※ソフトウェア総括管理担当者